

## 豊前街道山鹿地区

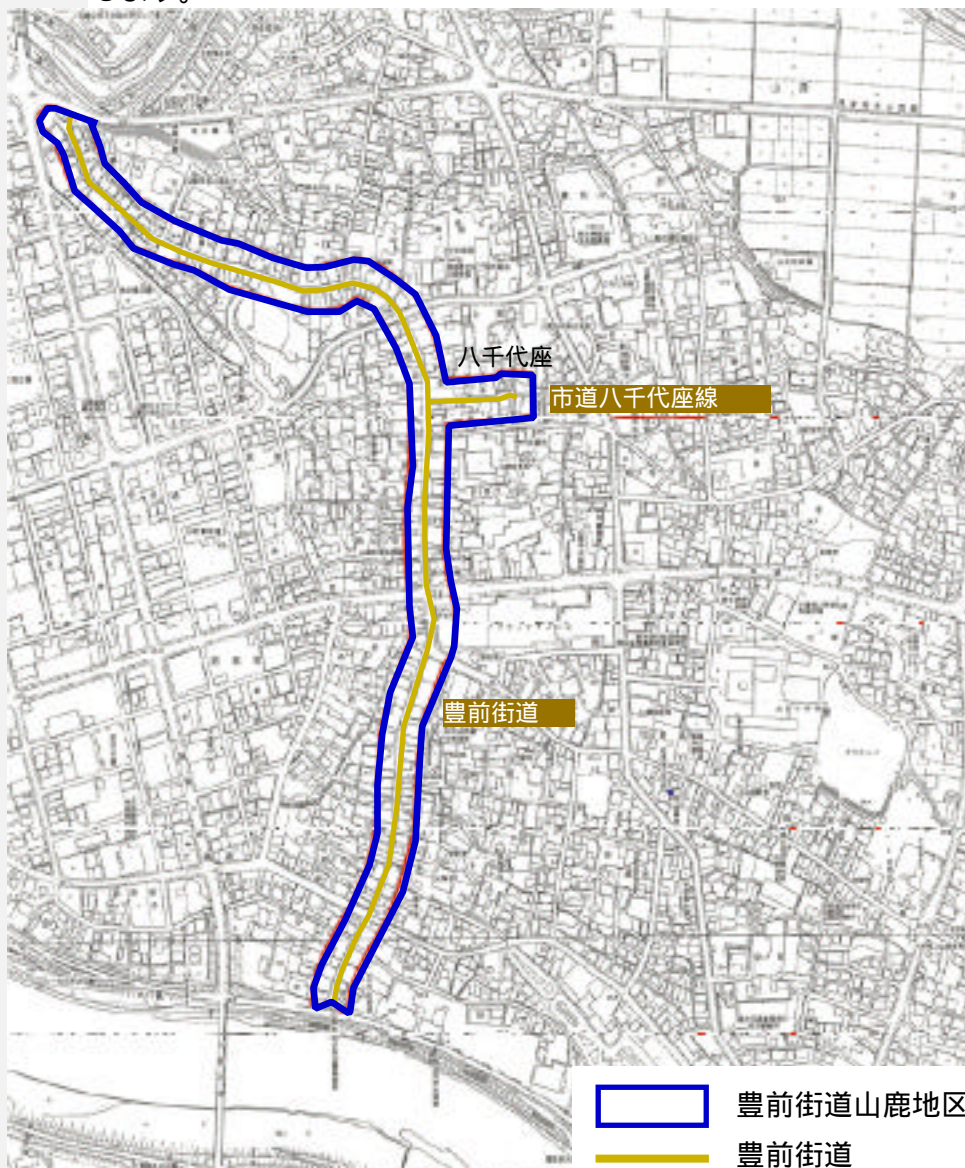
### 1. 目的

これまでの取組みにより八千代座を核とした町並みに連続性が生まれつつあり多くの人に認知されようとしています。しかしながら町並みの中には歴史的建造物の老朽化や未修景の建築物等も目立つことから、引き続き商人町として栄えた時代の情緒を今に伝える都市空間として、歴史的町並み地区と共に一体感のある景観形成を図っていく必要があります。

そこで沿道空間においては、江戸末期から昭和初期の建築様式の参照と山鹿の素材・技術の活用を積極的に誘導していくことにより、山鹿を代表する景観となるよう重点的に取り組んでいきます。

### 2. 範囲

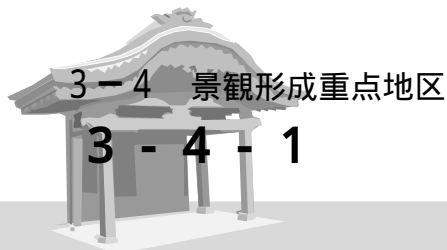
豊前街道を中心に菊池川より国道3号との交差点部を南北の区間とし、豊前街道の道路境界から両側20mと豊前街道から八千代座までの市道八千代座線の道路境界から両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設			
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表示するもの	設置と外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1㎡超	
自動販売機		すべて	設置



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針		
建築物 及び 工作物	位置・配置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそるえる。		
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造とする。</li> <li>・歴史的な町並みとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。</li> <li>・江戸末期～大正年間に建てられた建築物の様式を参考とし、そのデザインを判りやすく継承したものとする。また、古い建築物で、痕跡調査等により旧状が確認できるものについては、可能な限りの復原を図るものとする。</li> <li>・日よけテントは原則として設けない。やむをえず設ける場合は、歴史的なたたずまいに調和するように努める。</li> <li>・ガレージを設ける場合は、その意匠、形態と外構部の素材に留意し外壁に調和した工夫を行う。</li> <li>・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものをを用いるものとする。</li> </ul>	
	外観	規模	・建築物は木造2階建て以下とする。	
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。	
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。	
	その他	・室外機等の露出を避ける。		
敷地の緑化	・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。			
工作物 (柵及び塀)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。</li> <li>・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。</li> <li>・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。</li> </ul>			
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)	・道路側にはできる限り設けないように努める。			
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。</li> <li>・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感のあるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。</li> <li>・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。</li> <li>・木製を原則とするが、地が透けて町並み景観を阻害しないものであればその他の素材でも可とする。</li> <li>・現代的な電飾や映像等による広告の掲出を控える。</li> <li>・掲出した広告物はその維持管理に努める。</li> </ul>			
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。	
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。	

第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																																																	
建築物 及び 工作物	位置・配置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。																																																	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。</li> <li>・1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。</li> <li>・屋根は勾配屋根とする。（市が洋風建築物として認めるものを除く）</li> </ul>																																																
		規模	・建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。（既存のマンション等を除く）																																																
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。</li> <li>・マンセル値で示した次の表とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンセル値で示した次の表を基本とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。</li> <li>・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</li> </ul>		場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	場所	色相	明度	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下
			場所	色相	明度																																														
			屋根及び庇	N	1.0~6.5																																														
	外壁		N	2.0~9.5																																															
	場所	色相	明度																																																
	建具	N	1.0~3.0																																																
	場所	色相	明度	彩度																																															
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下																																																
場所	色相	明度	彩度																																																
屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下																																																
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は瓦葺きとする。（市が洋風建築物等と認めるものを除く）</li> <li>・建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。</li> </ul>																																																		
その他	・室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。																																																		
敷地の緑化	・道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。																																																		
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線 路又は杆線的工作物)	・道路側にはできる限り設けない。																																																		
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めるとともに、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。</li> <li>・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁及び屋根の全体を覆うような大きいものを避ける。</li> <li>・電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。</li> <li>・1つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は、市が洋風建築物として認めたものの有彩色基準を準用する。</li> </ul>																																																		
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。																																																
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																																																